

相楽東部広域連合立学校の教職員の勤務時間等に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間等に関する規則（昭和 47 年京都府教育委員会規則第 14 号）第 2 条の規定に基づき、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の教職員（以下「職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日、勤務時間の割振り等)

- 第 2 条 条例第 32 条第 1 項の規定による週休日は、日曜日、土曜日及び別に定めるとする。
- 2 条例第 32 条第 1 項の規定による職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日まで 1 日 7 時間 45 分とし、職員の勤務時間の始期及び終期の時刻は、月曜日から金曜日まで毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、職員の勤務の特殊性その他学校運営上の理由により、特に必要がある場合には、校長は週休日を振り替え、又は勤務時間の割振りを変更することができる。
- 4 前項の規定により、週休日を振り替え、又は勤務時間の割振りを変更する場合は、校長はあらかじめ相当の期間において、職員に了知させるものとする。

(休憩時間)

第 3 条 条例第 34 条に規定する休憩時間については、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを基準として、校長が定めるものとする。

(教育長への委任)

第 4 条 週休日、勤務時間、休日、休暇等に関して、教育委員会が別に定めることとされている事項及びこの規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。